

## ○ 生徒心得

この心得は、本校の生徒が品位と秩序ある高校生活を送るために一人ひとりが守るべきこと  
がらや、心がけることがらを記したものである。

### 1. 制服について

服装は大切な身だしなみのひとつであることを自覚し、各自が本校生としての品位を保つよ  
う、心がける。

- 1) 通学に際しては、制服を着用する。
- 2) 学年章を所定の位置に付ける。ブレザー以外は学年色の刺繍が胸にある。
- 3) 冬服・夏服・合服については年間を通して本校の制服であれば儀式を除きどのような組み  
合わせを選択してもよい。男女の制服の差はない。

### 2. 携帯品について

- 1) 生徒手帳は常に携帯する。
- 2) 学校生活に必要なでないものは持参しない。

### 3. 登下校について

- 1) 8時40分(始業時5分前)に登校をする。
- 2) 午後6時までに下校する。延長願を届ければ午後7時まで活動可能。
- 3) バス乗車

高校生として品位ある乗車マナーを守り、地域の範となるように心がける。

(イ) 逆瀬台センター行きに乗車し、1年早出・2年中出・3年遅出とし、時間帯は別に  
指示する。

(ロ) エデンの園、逆瀬川団地、光ガ丘系統には乗車しない。

(ハ) バス停での整列、乗車方法については別に指定する。

(ニ) 登校時は阪急逆瀬川駅、下校時は逆瀬川センター以外でのバス乗降は禁止する。

- 4) タクシーや自家用車による登校は禁止する。但し、けが・病気等でやむをえず利用する  
場合は担任を通じて許可を得る。
- 5) 自転車通学は最寄りの電鉄駅までとする。(その場合は各自で、駐輪場を確保すること)

### 4. 校内生活について

- 1) 校舎内では指定の上履きを使用する。
- 2) 登校後、全授業終了まで許可なく校外に出ない。
- 3) 欠席・遅刻・早退は担任に所定の「届」を提出する。
- 4) 部活動に積極的に参加し、活動に当たっては部活動規定に従う。
- 5) 公共物は大切に取り扱い、破損・汚損した場合は速やかに届け出る。
- 6) 校内での間食をしない。
- 7) 募金運動は事前に学校(生徒指導部)の承認を得てその指示に従う。
- 8) 校内で掲示、配布活動をするときは、学校(生徒指導部)、生徒会執行委員会の承認を得  
てその指示に従う。
- 9) 校内では特定の政党や特定の宗教を支持したり、また反対したりする宣伝活動を行わな  
い。

## 5. 校外生活について

- 1) 登下校時の飲食店への立ち寄りには慎む。
- 2) アルバイトは原則として禁止する。但し、やむをえない事情がある場合は担任を通じて許可願いを生徒指導部へ提出し許可を得る。
- 3) 生徒として好ましくない場所には立ち入らない。
- 4) 遠隔地または長期の旅行をする時は事前に届ける。

## 6. 自動車・自動二輪・原動機付自転車の免許取得、運転について

自動車・自動二輪・原動機付自転車の免許を取得すること及び、これらの運転を禁止する。  
(自動二輪に同乗することも禁ずる)

## ○ 服装に関する細則

### 1. 制服について

- 1) 上着 (冬) 本校指定のブレザー・長袖カッターシャツ  
本校指定セーター、ベストの着用可  
(合) 本校指定の長袖カッターシャツ  
(夏) 本校指定のポロシャツ

- 2) ズボン 本校指定の冬用・夏用ズボン (スラックス)  
※ ベルトは黒または茶とする。

- 3) スカート 本校指定の冬用・夏用スカート

2) 3) については、性別に関係なく選択できる

### 2. 制服の着用及びその他の服装について

- 1) 冬季は必要に応じて、下記の着用を認める。ただし、(イ) (二) については校舎内での着用を慎むこと。

(イ) 本校指定のウインドブレーカーの着用

(ロ) セーターおよびベストについては本校指定のもととする。

(ハ) 冬服着用時における女子のストッキング着用。色は黒、紺、ベージュとする。

(二) マフラー・手袋の着用。

- 2) 靴下、靴は華美でない色とする。

- 3) 男女ともにカッターシャツ・ブラウスの下に、色・柄物の肌着を着用しない。  
ただし、女子は紺・黒・ベージュの肌着は可とする。

- 4) 髪は高校生らしく清潔な型に調髪し、染色・脱色・パーマなどをしない。

ワックスやジェルは不可。髪留めは装飾のついた華美なものは使用しない。

- 5) 化粧をしたり、装身具をつけたりしない。

- 6) 制服の変形は認めない。

- 7) 服装等について異装が必要な場合は、担任を通じて「異装願」を生徒指導部に提出し許可を得る。